

江南市新学校給食センター整備等事業 特定事業の選定

江南市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により、「江南市新学校給食センター整備等事業」を特定事業として選定し、同法第11条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和5年3月17日

江南市長 澤田 和延

第1 事業の概要

1 事業の名称

江南市新学校給食センター整備等事業（以下「本事業」という。）

2 事業に供される公共施設等の名称

江南市新学校給食センター

（本体施設及び附帯施設を含む。以下「本施設」という。）

3 公共施設等の管理者の名称

江南市長 澤田 和延

4 事業の目的

江南市（以下「市」という。）の学校給食は、南部学校給食センターと北部学校給食センターの2施設から提供している。両センターとも耐震性は確保されているものの、南部学校給食センターが昭和55年開設、北部学校給食センターが昭和47年開設となっており、両センターとも大規模修繕が必要な時期を迎えている。また、設備関係の耐用年数は概ね15年程度と言われており、多くの設備が既に更新時期を超過している状況にあり、老朽化した施設及び設備の更新等の対応が求められている。

さらに、両センターは、施設整備後に公表された「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準じた運用はしているものの、施設自体は衛生管理基準を満たしていない状況にあり、より安心・安全な給食の実施に向けて、建替えを含めた改善が必要である。

また、近年、食物アレルギーを持つ児童・生徒は増加傾向にあるが、両センターともに除去食や代替食といった食物アレルギー対応食が安全に調理できる構造となっていないことから、施設での対応を行っていない状況である。

これらの運営に関する課題を踏まえ、本事業は、本施設の設計、建設、維持管理及び運営を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき実施するものである。

また、本事業の実施においては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運営業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者との新たなパートナーシップのもと、確実な衛生管理のもとで安心して安全な給食の運営システムを構築することを目指すものである。

5 事業の内容

本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）が実施する業務は、次の(1)から(4)に掲げるものとする。

(1) 施設整備業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

- ① 事前調査業務及び関連業務
- ② 設計業務及び関連業務
- ③ 建設業務及び関連業務
- ④ 工事監理業務及び関連業務
- ⑤ 調理設備調達・設置業務
- ⑥ 食器・食缶等調達業務
- ⑦ 施設備品調達・設置業務
- ⑧ 外構及び植栽整備業務
- ⑨ 上記各項目に伴う各種申請等業務

(2) 開業準備業務

選定事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

(3) 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 附帯施設保守管理業務
- ④ 調理設備保守管理・更新業務
- ⑤ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- ⑥ 施設備品保守管理・更新業務
- ⑦ 環境衛生・清掃業務
- ⑧ 警備業務
- ⑨ 上記各項目に伴う各種申請等業務

(4) 運営業務

選定事業者は次に掲げる給食の運営業務を行う。

- ① 食材検収補助業務
- ② 調理等業務
- ③ 衛生管理業務
- ④ 残食計量・洗浄・残滓等処理業務
- ⑤ 給食配送・回収業務
- ⑥ 学校配膳業務
- ⑦ 運営備品調達・更新業務

- ⑧ 見学・試食会の受け入れ支援
- ⑨ 上記各項目に伴う各種申請等業務
- ⑩ その他の業務

※光熱水費の管理及び供給者との契約、支払業務を含むものとする。

※米飯、パン等の主食とデザート、牛乳等については、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるため、本事業の運營業務に含めない。ただし、これらの残滓やごみ等の回収は、運營業務に含まれる。

給食の運営に関して市が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- ① 献立作成業務
- ② 食材調達
- ③ 食材検収業務
- ④ 衛生管理業務や調理等についての指導・助言
- ⑤ 見学者の案内及び説明業務（市の業務に関する部分）
- ⑥ 給食費の徴収管理業務
- ⑦ 食育指導

6 施設の概要

1) 供給能力

ア 調理能力	1日概ね8,100食。ただし、炊飯に関しては基本的に委託炊飯とし、炊飯設備の設置は事業者委ねる。
イ 配食校数	小学校10校、中学校5校
ウ 献立方式	2献立/日 ※献立が重複する場合もある。 1献立につき副食3品目を基本として調理する。ただし、果物を加えた4品目となる場合もある。

2) 施設概要

本施設は、最大8,100食/日の供給能力を有するものとし、提供食数、献立等に応じた作業空間と機能性があり、仕事の流れに応じて作業が適切に行えるように整備すること。

また、本施設は、以下の構成を基本とする。なお、施設面積は選定事業者の提案によるものとし、衛生面、機能等に支障がなければ、施設の構成を変更することも可とする。

区分		室名	
施設 本体	給食 エリア	汚染 作業区域	荷受室、検収室、食品庫、計量室、冷蔵庫、冷凍庫、廃棄庫、油庫、下処理室、回収室、残滓処理室、洗浄室、器具洗浄室等
		非汚染 作業区域	上処理室、調理室（煮炊き、焼物・揚物・蒸物）、和え物室、食物アレルギー対応調理室、コンテナ室、配送室、器具洗浄室等
	一般 エリア	調理員等	休憩室、職員食堂、職員用トイレ、洗濯室、更衣室、前室等

	市職員・ 外来者等	事務室、研修室（兼見学スペース）、来客用トイレ、多目的トイレ、給湯室、風除室、書庫、備品庫、倉庫等
附帯施設		リフト、EV、ボイラー室、受水槽、排水処理（埋設）、機械室（排水処理）等

7 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、選定事業者が市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運營業務を実施する BT0 (Build Transfer and Operate) 方式とする。

8 事業期間

本事業の事業期間は下表のとおり予定している。維持管理・運営期間は、令和7年9月からの15年間を予定している。

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和22年8月31日までとする。

スケジュール	時期
落札者の決定・公表	令和5年8月頃
基本協定の締結	令和5年9月頃
SPC※との事業契約の調印（仮契約）	令和5年9～10月頃
事業契約の市議会における議会の議決を得られた日（効力の発生）	令和5年9～10月頃
施設の整備（設計、建設）期間	令和5年10月～令和7年7月頃
施設の引渡し（施設の供用開始は令和7年9月1日）	令和7年7月頃
施設の開業準備期間	令和7年7～8月頃
施設の維持管理・運営期間	令和7年9月～令和22年8月
事業契約の完了	令和22年8月

※落札者は、市との事業契約の調印（仮契約）までに、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として市内に設立する。

9 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は次のとおりである。

① 施設整備に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設整備に係るサービスの対価のうち、事業契約書に定める一部金額を、本施設の所有権移転時に一時金として選定事業者に支払う。

市は、施設整備に係るサービスの対価の総額から当該一時金を控除した額であって、市

と本事業を実施する特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」といい、SPCが本書にいう選定事業者となる。）との間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中（令和7年9月以降）に、割賦により元利均等方式で選定事業者へ支払う。

提案から基準金利決定日までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。

② 維持管理及び運営に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価であって、市とSPCとの間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中（令和7年9月以降）に、年4回の四半期ごとに選定事業者へ支払う。維持管理及び運営に係るサービス対価は、物価変動に基づき、見直す必要が生じた場合は協議を行うものとする。

当該サービス対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等の費用が含まれることを想定している。

変動料金には、提供食数に応じて調整する料金を想定している。詳細については入札説明書等で示す。

第2 評価の内容

1 評価の方法

1) 評価の方法

本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、事業期間にわたり、従来の公共事業にて実施した場合に比べ、市の財政支出額が同等以下で、かつ、サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

2) 定量的な評価

市の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、特定事業を実施する民間事業者のコストを算出し、評価を実施した。

3) 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業をPFI方式で実施する場合における、定性的な評価を実施した。

2 定量的な評価

1) 算定結果

市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI方式で実施する場合の市の財政負担額を、それぞれ事業期間中に渡り年度別に算出し、それらを現在価値に換算した額で比較した。

その結果、本事業を市が自ら実施する場合と比較して、PFI方式で実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額を約4.1%削減することができることとなった。なお、PSC^{※1}及びPFI-LCC^{※2}については、入札等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため、公表しない。

※1 Public Sector Comparator：公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。

※2 Life Cycle Cost：プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。

項目	値
VFM(割合)	約4.1%

2) 前提条件

市の財政負担額の算出にあたって、市が本事業を自ら実施する場合とPFI方式で実施する場合のそれぞれについて、前提条件を表2及び表3のとおり設定した。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
①割引率	0.07%	「VFMに関するガイドライン」に基づき、長期国債(10年物)利回りとGDPデフレーター前年度比の過去10年間の平均値を参考とした。
②物価上昇率	—	一定の物価変動が生じた際にはサービス対価を見直すこととしており、検討に際しては考慮していない。
③リスク調整費	—	定量化が困難なため、リスク調整費は考慮していない。

項目	PSCの 費用の項目	PFI-LCCの 費用の項目	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
①施設整備業務にかかる費用の算出方法	設計・工事監理費 建設工事費 厨房設備調達費 調理備品調達費	設計・工事監理費 建設工事費 厨房設備調達費 調理備品調達費 建中金利 SPC設立関連費	<ul style="list-style-type: none"> ・PSC費用は、見積もり値を参考とした。 ・PFI-LCCの費用は、民間事業者に一括発注による効率化や選定事業者の創意工夫によるコスト縮減率を調査し、設定した。
②維持管理・運営業務にかかる費用の算出方法	維持管理費 運営人件費等(開業準備費含む) 配送費 光熱水費	維持管理費 運営人件費等(開業準備費含む) 配送費 光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ・開業準備費は、維持管理・運営業務にかかる費用の2ヵ月分を計上した。
③資金調達にかかわる事項	地方債 一般財源	一般財源 資本金 金融機関借入	<ul style="list-style-type: none"> ・PSCは、各起債対象の一定の割合による充当率及び償還期間、近年動向を踏まえた利率により設定した。 ・PFI-LCCは、一般財源、自己資本及び金融機関借入により調達するものとした。
④その他の費用	—	アドバイザー費 モニタリング費	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI-LCCは、公共側費用としてアドバイザー費を計上した。

3 定性的な評価

本事業を PFI 方式で実施する場合、市が自ら実施する場合と比較して、次のような定性的効果を期待することができる。

1) 一括発注による事業の効率的な実施

設計、建設、維持管理、運営の各業務を一括して選定事業者任せることにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や選定事業者の創意工夫を見込むことができ、事業の効率的かつ機能的な実施が期待できる。

2) 良質なサービスの継続的な提供

本施設の維持管理、運営において、民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、高水準な衛生管理や災害対策、環境への配慮を維持しつつ、食物アレルギーへも対応した安全性の高い良質なサービスの継続的な提供が期待できる。

3) 行政と民間の役割分担の明確化による安定した事業運営

PFI 方式を導入することにより、民間事業者の創意工夫を尊重しつつ、本施設の設計、建設、維持管理、運営に関する業務を、長期間にわたり包括的に民間にゆだねることにより、行政と民間の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成が期待できる。

また、想定可能なリスクについて、あらかじめ市と民間事業者との間でその責任分担を明確にし、民間事業者が持つリスク回避のノウハウを活かすことにより、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応や過度な費用負担の抑制、ひいては事業目的の円滑な遂行と安定かつ継続的な事業運営の確保が期待できる。

4) 地域経済・地域社会の活性化に寄与

PFI 方式を導入するに際して、地域経済・地域社会への配慮・貢献を評価項目とすることにより、地域経済・地域社会の活性化が期待できる。

5) 財政支出の平準化

市が自ら実施する場合は、施設整備段階での多額の財政負担が発生するのに対し、PFI 事業における財政支出は、施設整備費に民間資金を活用し、民間のサービス開始後、契約期間全体に渡って選定事業者へのサービスの対価として毎年一定額の支払いとすることから、市の財政負担の平準化が期待できる。

第3 評価の結果

本事業を、PFI 法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約 4.1%（現在価値換算後）縮減できることが見込まれ、併せて、定性的効果も期待できる。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここに PFI 法第7条に基づく特定事業として選定する。